

-般社団法人 福岡県損害保険代理業協会 福岡南支部

代協だより



第16号 2016年 12月発行

発行者 福岡南支部 支部長 沖田 徳明 [株式会社ネクストステージ]

11月8日 福岡県代協 ユニバーサルマナー検定 in 福岡国際会議場メインホール

お客様に寄り添う代理店へ



May I help you? お手伝いしましょうか?

福岡県代協が県内全支部の総力をあげて取り組んだ、 『ユニバーサルマナー検定・3級団体受講』は623名もの 受講者を迎え、大盛況となりました。

高齢者や障害者が、当然のように外出できる時代。高齢 者や障害者への対応方法は、特別なものではなく、ひとつ のマナーです。ベビーカー利用者、妊婦の方、外国人など 外出に不安を抱えている方は沢山います。自分とは違う、 誰かの目線で考え、適切な理解のもと、行動できる人々を 増やしたい。誰もが安心して、気持ちよく生活ができる社 会を創造したい、と創設された制度です。

改正保険業法で「高齢者対応」が代理店にとっての重要 なテーマのひとつとなりました。今回の検定は、お客様に 直接対応する営業スタッフだけでなく、事務スタッフも含 めた代理店のすべてのスタッフがユニバーサルマナーを知 り、これまで以上にお客様に寄り添い、お客様の気持ちや 状況に向き合った対応ができることを目指して企画されま した。この体験と知識をぜひ今後の自社の取組みに活かし ましょう。また、仕事だけでなはく、普段の暮らしの中で もとても役にたつ知識だと受講者からも大変好評でした。

















たくみ法律事務所です。

慰謝料基準の改訂 ご存知ですか??

今回は、弊所が最も注力している交通事故分野から、通院慰謝料の算定に関する「赤い本」の改訂に 関してご説明します。皆様ご存知のとおり、弁護士が介入した場合、通院慰謝料は自賠責基準よりも 高い弁護士基準となります。例えば、ムチ打ち症状で3か月間で30日通院した場合の通院慰謝料は、



自賠責基準: 25万2,000円(4,200円×2×30日)に対し、弁護士基準: 53万円となります(事案により多少前後します)。 そして、この度、上記弁護士基準について記載した『民事交通事故訴訟 損害賠償算定基準』(通称:「赤い本」)が、被害 者にとって有利な内容に改訂されました。改訂の概要は、「通院頻度が少ない場合、実通院日数の3倍を目安とする」との

記載が「通院が長期の場合には、症状、治療内容、通院頻度等から、 実通院日数の3倍を目安とすることもある」とされ、通院慰謝料の 減額は例外とされております。

詳細は弊所の保険代理店様専門のホームページに掲載しております。 他にもコラム等を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

福岡 保険代理店サポート



○ お問い合せはお気軽に!



7月27日 福岡南支部 体制整備セミナー in クローバープラザ

改正保険業法がいよいよスタートし、代理店の「体制整備」は待ったナシと なりました。この業法改正で代理店は何をしなければならないのか、改めてそ れを整理し、各代理店での取り組みを後押しするため、臨時で支部セミナーを 開催し、東京海上日動の担当者から具体的な話しをお聞きしました。

- ●個人代理店の体制整備はどうか?
- ●電話募集についてはどうか?
- ●情報提供の優先順位は?

など具体的な質問も多数飛び出し、実りあるセミナーとなりました。



7月13日 福岡県代協 代理店賠責セミナー in KKR ホテル博多

コンプライアンスと代理店の賠償責任

~消費者に信頼される代理店になるために~

改正保険業法で、保険募集の基本的ルールとして新たに加わったのが「意向 把握義務」「情報提供義務」、そして保険募集人に対する「体制整備義務」です。 これまでの保険業法では、体制整備の一環として、契約を締結する商品と顧客 の意向が合致しているかを確認(意向確認)することなどが求められていまし たが、今回の改正により、意向の把握から、提案商品の説明、意向確認までの 一連のプロセス(意向把握・確認)が法令上の「意向把握義務」として新たに 求められることになりました。これは、単なる「意向把握義務」というよりも、 「当初の意向把握を経て、意向に合った保険プランの提案を行い、最終的な意向 確認を行う義務」というべきものとも言われています。



講師:黒田 朗氏 エース損害保険株式会社 (本年10月1日より Chubb 損害保険)

意向把握の基本的フロー

①意向の把握

②提案・説明

③意向と申込内容の合致の確認

「情報提供」は、これまでの監督指針においては「契約概要」「注意喚起情報」として提供することを求められていた他、 「その他顧客に参考となるべき情報」の提供が法令上の義務として今回規定されました。保険契約者・被保険者が保険契約 の締結または加入の適否を判断するのに必要な情報の提供を行うことが求められています。

募集人に対する「体制整備」では、①重要事項説明、②顧客情報の適正な取扱い、③委託先管理、④比較説明・推奨販売、⑤ 保険募集人指導事業、その他の健全かつ適切な運営を確保するための体制を構築する必要があると定められています。その ために、代理店において PDCA サイクルを構築する必要があると考えられます。

社内規則等の策定

適切な教育・管理・指導

Check 自己点検等の監査

Action 改善に向けた体制整備

10月7日 盗難防止キャンペーン(天神)





日本代協 新キャラクター 誕生しました!



損保代理店の役割や代協の活動を 消費者に広く知っていただくため、 キャラクターができました。 福岡県代協でも、この代協だより、 ホームページ等で今後使用します。 皆さん、覚えてくださいね!

福岡県代協と提携

車の高価買取り・無料出張査定(一部離島は除く)

軽自動車~外国車・トラック・重機までなんでも引取り OK です。 無料かんたん査定でまずは買取金額をチェックしてください。 新しい車の乗り方「K1 プラン」もご活用ください。 20120-322-755

詳しくは同封しているチラシご覧ください。お問合せもお気軽に!



お気軽に 福岡支店